

越谷市オープンデータ推進に関する基本方針

平成30年4月24日 策定

本方針は、越谷市（以下、「本市」という。）におけるオープンデータの取り組みを推進する上での基本的な考え方を示すものである。

なお、本方針の内容は、今後の国や埼玉県における方針や関連技術の進展等を踏まえて、随時改訂していくものとする。

1 オープンデータ推進の目的

(1) 市民参加・官民協働の推進を通じた地域課題の解決、経済活性化

市民や企業、民間団体等とデータを共有することにより、官民協働で地域の課題解決に当たることができる。また、オープンデータの編集、加工、分析等の各段階を通じ、様々な新ビジネスの創出や企業活動の効率化等が期待され、地域経済の活性化が図られる。

(2) 行政の高度化・効率化

政策の計画立案や決定過程等において、公共データを横断的に分析することにより、業務の高度化が図られる。また、部局横断的にデータを共有・有効活用することにより、業務効率化、住民サービスの向上、新たなサービスの創出を図る。

(3) 透明性・信頼性の向上

本市が保有する公共データをオープンデータとして公開することにより、市民等が容易にデータを入手できるようになり、行政の透明性が高まり、市民からの信頼を高めることができる。

2 オープンデータの対象となる範囲

(1) 国や県が重点的に公開に取り組むこととしているデータについては、積極的にオープンデータ化を行う。

(2) 本市ホームページで公開しているデータについては、原則としてオープンデータ化の対象とする。

(3) 本市ホームページで公開していないデータについては、市民ニーズを考慮した上で、可能なものから順次オープンデータとして公開するものとする。ただし、以下に該当するデータはこの限りではない。

ア 個人情報を含むもの

イ 公共の安全、秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの

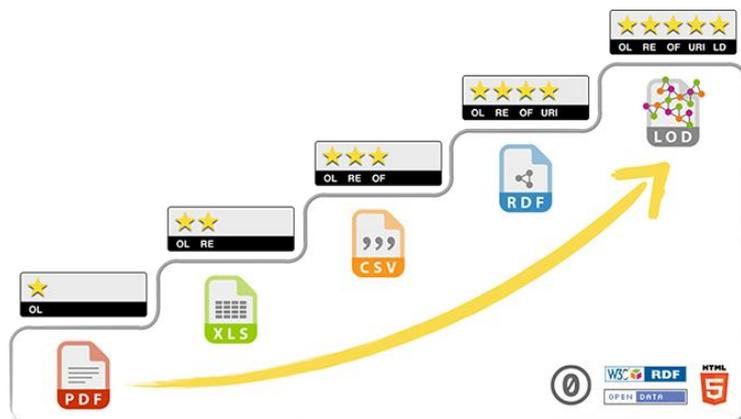
ウ 法人や個人の権利利益を害するおそれがあるもの

エ 個別に二次利用が制限されているもの

3 オープンデータ推進のための基本原則

(1) 機械判読に適したデータ形式での公開

オープンデータの達成度の評価指標として用いられている「5つ星」の指標を参考に、原則として3つ星（CSV等）以上のデータ形式に整備・変換し、データを公開する。



(2) オープンデータの利用条件

市が保有する情報をオープンデータとして公開する場合、「埼玉県オープンデータポータルサイト」の利用規約に基づき公開するものとし、これ以外のライセンスを適用する場合は掲載データ毎に個別に表示する。

附 則

この方針は、平成30年4月24日から施行する。

附 則

この方針は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この方針は、令和8年2月1日から施行する。

【用語】

*オープンデータ

行政が保有する公共データを国民や企業が利活用しやすいよう、機械判読に適した形式で、二次利用可能なルールの下に無償で公開されること、また、そのように公開されたデータ。

*機械判読

コンピュータプログラムが自動的にデータを加工、編集等できること。

*二次利用

原作品を加工・編集・再配布等して利用すること。

*埼玉県オープンデータポータルサイト

埼玉県及び県内自治体が共同利用し、運用を行っているオープンデータの公開サイト。

(<https://opendata.pref.saitama.lg.jp/>)